

議案第 25 号

大野市保育環境改善等実施事業補助金交付要綱案

令和 7 年 4 月 23 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

民間認定こども園における安全な保育環境の確保に向けた熱中症対策に対し、
補助するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市保育環境改善等実施事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 日

大野市教育委員会

大野市保育環境改善等実施事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が保育環境改善等実施事業補助金（以下「補助金」という。）を支給する事業について、大野市補助金等交付規則（昭和 57 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、大野市内に所在する民間認定こども園（以下「市内民間認定こども園」という。）とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象経費は、福井県保育環境改善等事業実施要綱（令和 6 年 1 月 12 日付け児第 1258 号）及び認可保育所等設置支援事業の実施について（令和 7 年 2 月 6 日付けこ成保第 103 号）により定められた保育環境改善等事業のうち熱中症対策事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 市は、事業の実施にあたり、市内民間認定こども園に対し、1 施設あたり 1,029,000 円を限度として、補助金を支給するものとする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条に定める書類のほか、次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

(1) 大野市保育環境改善等実施事業計画書（様式第 1 号）

(2) 事業実施に係る見積書の写し（異なる2者から徴集したもの）

（申請事項の変更等）

第6条 申請者が第5条に掲げる書類の記載事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、大野市保育環境改善等実施事業補助金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付指令書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、規則第10条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業の完了を確認できる書類の写し

(2) 事業に要した経費を確認できる書類の写し

（関係図書の保存）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

大野市保育環境改善等実施事業計画書

事業の概要	設備使用期間：
事業の必要性	
施設の経過年数 ※ 1	
①総事業費	円
②寄付金その他の収入予定額	円
③差引額（①－②）	円
④補助上限額	1, 0 2 9, 0 0 0 円
③と④のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	円

※ 1 施設の創設又は大規模修繕を行った時点からの経過年数を記載すること

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

大野市保育環境改善等実施事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定のありました、大野市保育環境改善等実施事業補助金について、下記のとおり補助金の変更交付を受けたいので、大野市保育環境改善等実施事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|-------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 変更前の額 | 円 |
| | | 変更後の額 | 円 |
| | | 増 減 | 円 |
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付資料（所要額調書、事業計画書等）

様式第3号（第6条関係）

大野市指令 第 号

団体名

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市保育環境改善等実施事業補助金について、大野市保育環境改善等実施事業補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受けることがある。